

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

### 香川県公安委員会規則第5号

道路交通法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(仮運転免許申請等に係る添付書類)</p> <p>第36条 施行規則第17条第2項第4号に規定する書類及び施行規則第21条第3項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所在所証明書のとおりとする。</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p> <p>第37条 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。)各号に掲げる者として法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示(同表の救急隊員の項に掲げる救急隊員である旨の証明書及び同表の消防機関が行う応急手当の講習の指導者(応急手当指導員)の項に掲げる任命権者が発行する在職していた旨の証明書にあっては、提出)しなければならない。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>(限定解除審査)</p> <p>第47条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>免許の種類</th><th>免許の条件等</th><th>課 題</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車第二</td><td>「大型車はマイクロバスに</td><td>幹線コース及び周回</td></tr></tbody></table>	略	免許の種類	免許の条件等	課 題	大型自動車第二	「大型車はマイクロバスに	幹線コース及び周回	<p>(仮運転免許申請等に係る添付書類)</p> <p>第36条 施行規則第17条第2項第4号に規定する書類及び施行規則第21条第2項第2号に規定する書類の様式は、別記様式第32号の届出自動車教習所在所証明書のとおりとする。</p> <p>(応急救護処置講習の免除者に係る免許申請書の添付書類等)</p> <p>第37条 運転免許(以下「免許」という。)を受けようとする者が令第33条の6第1項第2号ニの医師である者又は応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号。第43条において「医師に準ずる者を定める規則」という。)各号に掲げる者として法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の免除を希望するときは、次の表の左欄に掲げる者に係る資格の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書類を提示し、又はその写しを添付しなければならない。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>(限定解除審査)</p> <p>第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査(以下「技能審査」という。)は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる免許の条件等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>免許の種類</th><th>免許の条件等</th><th>課 題</th></tr></thead><tbody><tr><td>大型自動車第二</td><td>「大型車はマイクロバスに</td><td>幹線コース及び周回</td></tr></tbody></table>	略	免許の種類	免許の条件等	課 題	大型自動車第二	「大型車はマイクロバスに	幹線コース及び周回
略															
免許の種類	免許の条件等	課 題													
大型自動車第二	「大型車はマイクロバスに	幹線コース及び周回													
略															
免許の種類	免許の条件等	課 題													
大型自動車第二	「大型車はマイクロバスに	幹線コース及び周回													

種免許（以下「大型第二種免許」という。）	限る」旨の限定を付されたもの	コースの走行（発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、 <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 、 <u>鋭角コース</u> 及び <u>障害物設置場所</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <u>隘路</u> への進入並びに後方間隔
大型自動車免許（以下「大型免許」という。）	「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 及び <u>障害物設置場所</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <u>隘路</u> への進入並びに後方間隔
略		
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 、 <u>鋭角コース</u> 及び <u>障害物設置場所</u> の通過、方向変換、路端における停車及び

種免許（以下「大型第二種免許」という。）	限る」旨の限定を付されたもの	コースの走行（発進、停止及び指示速度での走行を含む。以下同じ。）、交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 及び <u>鋭角コース</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <u>隘路</u> への進入並びに後方間隔
大型自動車免許（以下「大型免許」という。）	「大型車はマイクロバスに限る」又は「大型車は自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース</u> 及び <u>屈折コース</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <u>隘路</u> への進入並びに後方間隔
略		
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 及び <u>鋭角コース</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <u>隘路</u> への侵入並びに

		発進、 <sup>あい</sup> 隘路への侵入並びに後方間隔（A T限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	「準中型車（5トン）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る」又は「準中型車（5トン）及び普通車の旅客車は自三車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 、 <u>鋭角コース</u> 及び <u>障害物設置場所</u> の通過
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 及び <u>障害物設置場所</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <sup>あい</sup> 隘路への進入並びに後方間隔（A T限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過を含む。）
略		
準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>横断歩道</u> 、 <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コ</u>

		後方間隔（A T限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	「準中型車（5トン）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る」又は「準中型車（5トン）及び普通車の旅客車は自三車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに <u>曲線コース</u> 、 <u>屈折コース</u> 及び <u>鋭角コース</u> の通過
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース</u> 及び <u>屈折コース</u> の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <sup>あい</sup> 隘路への進入並びに後方間隔（A T限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過を含む。）
略		
準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、 <u>曲線コース</u> 及び <u>屈折コース</u> の

		コース及び障害物設置場所の通過並びに方向変換（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過を含む。）
	「準中型車（5トン）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過
略		
普通自動車免許（以下「普通免許」という。）	略	
	「普通車は軽車（360）に限る」、「普通車は軽車（550）に限る」又は「普通車は軽車（660）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過
	「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」旨等の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道、曲線コース、屈折コース及び障害物設置場所の通過
	略	
略		
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、踏切及び障害物設置場所の通過並びに方向変換

		通過及び方向変換（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの通過を含む。）
	「準中型車（5トン）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過
略		
普通自動車免許（以下「普通免許」という。）	略	
	「普通車は軽車（360）に限る」又は「普通車は軽車（550）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過
	「1.5トン以下の車両に限る」、「1.2トン以下の車両に限る」、「長さ4.7メートル、幅1.7メートル以下の車両に限る」旨等の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに曲線コース及び屈折コースの通過
	略	
略		
大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに方向変換

大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道、 <u>踏切及び障害物設置場所</u> の通過並びに方向変換
けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道、 <u>踏切及び障害物設置場所</u> の通過並びに方向変換
けん引免許	「けん引はカタピラ車に限る」、「けん引は農耕車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道、 <u>踏切及び障害物設置場所</u> の通過並びに方向変換
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	「二輪車はAT車に限る」、「二輪車は特定二輪のAT車に限る」又は「大型二輪は電動大型二輪車に限る」旨の限定を付されたもの	略
略		

2～4 略

（免許証の再交付の申請の手続）

第51条 略

2. 施行規則第21条第3項の公安委員会規則で定める場合は、免許証を亡失

大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）	「大特車はカタピラ車に限る」又は「大特車は農耕車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び <u>踏切</u> の通過並びに方向変換
けん引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び <u>踏切</u> の通過並びに方向変換
けん引免許	「けん引はカタピラ車に限る」、「けん引は農耕車に限る」又は「セミトレーラ以外の総重量2トン未満の被けん引車に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コース、横断歩道及び <u>踏切</u> の通過並びに方向変換
大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）	「二輪車は排気量0.650リットル以下のAT車に限る」又は「二輪車は排気量0.650リットル以下の特定二輪のAT車に限る」旨の限定を付されたもの	施行規則第24条第1項の表の大型二輪免許の技能試験の課題に準ずる課題
略		

2～4 略

（免許証の再交付の申請の手続）

第51条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合とする。

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は普通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、当該提出を行う者の全ての種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつては県内の警察署長のいずれかを經由して、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者の一部の種類の免許の取消しに係る申請書の提出にあつてはその者の住所地を管轄する警察署長を經由して行うことができる。

## 2 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、普通寺運転免許更新センター長又は県内の警察署長のいずれかを經由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出(法第105条第2項において読み替えて準用する法第104条の4第5項の規定により申請する者が行うものを除く。)を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに提出(普通寺運転免許更新センター長、三豊警察署長又は観音寺警察署長を經由して提出する場合を含む。)する場合とする。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 略

2 施行規則第30条の13第2項の公安委員会規則で定める場合は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損していない場合とする。

(取消しの申請等の手続)

第77条 施行規則第30条の9第1項の規定による免許の取消しの申請書の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は普通寺運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、三豊警察署又は観音寺警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出並びに三豊警察署及び観音寺警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者が行うその者が受けている全ての種類の免許の取消しに係る申請書の提出については、当該警察署長を經由して行うことができる。

## 2 略

(運転経歴証明書の交付申請の手続)

第77条の2 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。ただし、前条第1項の申請書の提出と同時に行う運転経歴証明書交付申請書の提出については、普通寺運転免許更新センター又は交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を經由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第2項の公安委員会規則で定める場合は、前項の申請書の提出を運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター又は普通寺運転免許更新センターに行う場合とする。

(運転経歴証明書の再交付の申請の手続)

第77条の4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書再交付申請書の提出は、別記様式第46号の運転経歴証明書交付(再交付)申請書により、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター又は小豆運転免許更新センターに行わなければならない。

(運転経歴証明書の返納の手続)

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は県内の警察署長のいずれかを経由して行わなければならない。

(免許証の返納等の手続)

第78条 法第107条第1項の規定による免許証の返納又は同条第3項の規定による免許証の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は県内の警察署長のいずれかを経由して行わなければならない。

(運転経歴証明書の返納の手続)

第77条の5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又は交付を受けた者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

(免許証の返納等の手続)

第78条 法第107条第1項の規定による免許証の返納又は同条第3項の規定による免許証の提出は、運転免許センター、東かがわ運転免許更新センター、小豆運転免許更新センター若しくは善通寺運転免許更新センターに、又はその者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

別記様式第37号 (第49条関係)

資料区分	58	受付場所	0000
生年月日	年 月 日		
免許証番号	登録年月日		年 月 日
登録番号			
条件コード			

条件解除申出書		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
氏 名		電話番号
免許の条件	旧	
	新	

免許証の写し	
--------	--

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
  - 2 文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。
  - 3 用紙は、汚したり折り曲げたりしないでください。

別記様式第37号 (第49条関係)

資料区分	58	受付場所	0000		
生年月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日
免許証番号	登録年月日		年 月 日		
登録番号					
条件コード					

条件解除申出書		年 月 日
香川県公安委員会 殿		
氏 名		連絡先電話番号 市外局番 二 番
免許の条件	旧	
	新	

免許証の写し	
--------	--

- 注意事項
- 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。
  - 2 文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に記入してください。
  - 3 用紙は、汚したり折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資料区分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)
生年月日	年 月 日		
取り消した (失効した) 免許証の番号			
登録年月日	年 月 日		
登録番号			
受付場所			

運転経歴証明書交付（再交付）申請書 香川県公安委員会 殿					年 月 日
フリガナ			性別	写 真	
氏 名	氏 名	氏 名	男・女		
生年月日	年 月 日		電話番号		
住 所					
※再交付	再交付を申請する理由				
	現に受けている 運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
		交付公安委員会	公安委員会		
	運転経歴証明書番号				

受 付 印	
取扱者	

- 注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号（第77条の2、第77条の4関係）

資料区分	経歴証明	—	(新規交付・再交付)						
生年月日	明治	1	大正	2	昭和	3	平成	4	年 月 日
取り消した 免許証の番号									
登録年月日	年 月 日								
登録番号									
受付場所									

運転経歴証明書交付（再交付）申請書 香川県公安委員会 殿					年 月 日
フリガナ			性別	写 真	
氏 名	氏 名	氏 名	男・女		
生年月日	年 月 日		連絡先電話番号 市外局番（ ） 二 番		
住 所					
※再交付	再交付を申請する理由	1 亡失・滅失 2 焼失 3 盗難 4 汚損・破損 5 その他			
	現に受けている 運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
		交付公安委員会	公安委員会		
	運転経歴証明書番号				

受 付 印	
取扱者	

- 注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。

別記様式第46号の2 (第77条の3 関係)

処理区分	資料区分	記変同時	住 所	氏 名	氏名・住所	生年月日
		県 内				
		県 外				
生年月日	年 月 日	性別	男	女		
運転経歴証明書の番号		照会番号	—			
登録年月日	年 月 日	登録番号		発行県		

運転経歴証明書記載事項変更届		変更の種別	氏 名	電話番号
年 月 日			生年月日	
香川県公安委員会 殿			住 所	
届出者氏名		続柄	(県内・県外)	
変更した事項	新	フリガナ	生年月日	
		氏 名	氏	名
	住 所			
	旧	フリガナ	生年月日	
氏 名		氏	名	年 月 日
住 所				
現に受けている運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
	交付公安委員会		公安委員会	
	運転経歴証明書番号			

受 付 印
取扱者

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第46号の2 (第77条の3 関係)

処理区分	資料区分	記変同時	住 所	氏 名	氏名・住所	生年月日
		県 内				
		県 外				
生年月日	明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4	年 月 日	性別	男	女	
運転経歴証明書の番号		照会番号	—			
登録年月日	年 月 日	登録番号		発行県		

運転経歴証明書記載事項変更届		変更の種別	氏 名	連絡先電話番号
年 月 日			生年月日	市外局番 ( )
香川県公安委員会 殿			住 所	
届出者氏名		続柄	(県内・県外)	
変更した事項	新	フリガナ	生年月日	
		氏 名	氏	名
	住 所			
	旧	フリガナ	生年月日	
氏 名		氏	名	年 月 日
住 所				
現に受けている運転経歴証明書	交付年月日	年 月 日	照会番号	—
	交付公安委員会		公安委員会	
	運転経歴証明書番号			

受 付 印
取扱者

注意事項 1 太線の枠内を、黒色ペン又は黒色ボールペンで記入してください。  
 2 用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。  
 3 変更の種別の欄は、該当するものを○で囲んでください。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~29 略					1~29 略				
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第104条の4第3項 略				30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第4条第1項~第104条の4第3項 略			
	第104条の4第6項	免許を取り消された者に対する運転経歴証明書の交付	略			第104条の4第6項	運転経歴証明書の交付		○
	第105条第2項	免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付(第104条の4第6項の準用)		○					
	第106条	略				第106条	略		
第106条の2第1項~第114条の3 略					第106条の2第1項~第114条の3 略				
(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)	第6条第3号~第32条の5第2項 略				(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)	第6条第3号~第32条の5第2項 略			
	第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	略				第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハ	略		
	第33条の6の2第6号	免許証の有効期間の更新を受けることができなかつたやむを得ない事情の認定		○					
	第34条第	略				第34条第	略		

	3項第2号	
	第34条第4項第2号～第41条の2第7号 略	
	(2)～(15) 略	
	31～101 略	
	備考 略	

	3項第2号	
	第34条第4項第2号～第41条の2第7号 略	
	(2)～(15) 略	
	31～101 略	
	備考 略	

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則別記様式第37号、別記様式第46号及び別記様式第46号の2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。